

令和4年12月9日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

目 次

	ページ
1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について……………	1
2 新型コロナウイルス感染症に係る対応について……………	5
3 「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金」への寄附募集の 終了について……………	6
4 神奈川県水道広域化推進プラン（素案）について……………	8
5 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく「地方税法第37条の2第1 項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人 を指定するための基準、手続等を定める条例」の見直し結果について……………	11
6 県内米軍基地を巡る状況について……………	12
参考資料1 第3回ヘルスケア・ニューフロンティア検討会	
参考資料2 神奈川県水道広域化推進プラン（素案）	

1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え、様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために、ヘルスケアの分野で、「最先端医療・最新技術の追求」と「未病の改善」という2つのアプローチを融合させ、持続可能な新しい社会システムを創造していく。

(1) ヘルスケア・ニューフロンティア検討会

これまでのヘルスケア・ニューフロンティアの取組を振り返り、今後の施策の方向性について検討するため令和3年10月に設置した「ヘルスケア・ニューフロンティア検討会」（以下「検討会」という。）について、令和4年10月31日（月）に第3回の会議を行った。

検討会では、ヘルスケア・ニューフロンティア施策の今後の方向性として、個人の行動変容の後押しや新産業の創出について、意見交換がなされた。今後、検討会での意見を踏まえ、施策の方向性や目標設定及び具体策等について整理する。

検討会での主な意見

① 個人の行動変容の後押し

- ・ 市町村との連携については、市町村施策と県施策を連動させることで、より大きな効果が期待できる。一方で、市町村ごとに状況が異なるため、地域に応じた対応が必要である。
- ・ 企業との連携については、健康経営を進める際のガイドラインを行政が整備することが重要である。また、小規模な企業でも取り組みやすい事例があればそれを活用できる支援を検討できないか。
- ・ 未病指標については、県が構築した指標だけでなくアカデミアや民間企業が開発する指標など、多様な選択肢を用意して最適な未病改善を促進すべき。

② 新産業の創出

- ・ 未病産業については、一層の市場拡大が必要である一方、市場形成が進んでいる中で、その拡がりをもつ商品・サービスの売上額で捉えることが適当なのか検討すべき。
- ・ 最先端医療産業については、ハード面は整いつつあり、シーズを持つ企業が成功事例を重ねていくことが重要な段階。コーディネーター等人材面にも考慮した産学公の体制強化が必要である。

(2) 未病 (ME-BYO)

ア シンポジウム「ME-BYOサミット神奈川 2022」の開催

- ・ 開催日 令和4年11月8日(火)～9日(水)
- ・ 場所 箱根町 ※特設サイト設置によるオンライン配信
(関係者及び招待者は会場参加可)

概要

「Vibrant INOCHIの地域社会への展開 ～地域・企業で進む未病の見える化と行動変容の最前線～」をテーマに、産学公が一堂に会し、未病コンセプトや未病改善の重要性を普及啓発しつつ、これまでの取組を振り返るとともに今後の展開等を議論した。

総参加者数1,257人(前回[令和元年11月]来場者数841人)

第1日 [11月8日(火)]	
特別講演	「いつもと違う」を感じて～未病改善～
基調講演1	地域が抱える健康課題
セッション1	神奈川が切り拓いてきたME-BYO ～世界の最新動向も交えて～
セッション2	地域が進めるME-BYOデータの利活用 ～現場の課題解決への貢献～
第2日 [11月9日(水)]	
基調講演2	自分らしく、輝くために ～しなやかな働き方・暮らし方～
セッション3	これからの健康経営
セッション4	歩く、動くを諦めない社会に向けて ～希望を与える最先端技術～
セッション5	ME-BYO未来社会に向けた価値共創
総括セッション	2日間の議論の成果として、メッセージ「神奈川から世界へ 地域とともに実現するVibrant INOCHI」 <「参考」参照>を発表

(3) 国際展開

ア メリーランド州との連携

知事が、本県とメリーランド州との友好提携40周年記念事業に参加するために訪米した機会を捉え、ライフサイエンス分野の覚書を締結している同州との連携強化を図るため、セミナーの開催等を行った。

- ・ 訪米期間 令和4年10月18日（火）～22日（土）
- ・ ライフサイエンス分野に係る主な内容

10月19日（水）	県内進出企業の視察等
10月20日（木）	国立老化研究所（N I A）訪問、メリーランド大学との共催によるライフサイエンスセミナー開催

<別添参考資料>

- ・ 参考資料1 「第3回ヘルスケア・ニューフロンティア検討会」



ME-BYO サミット神奈川 2022 大会メッセージ

神奈川から世界へ 地域とともに実現する Vibrant INOCHI
～ME-BYO がつなく未来の自分～

我が国の高齢化率は世界で最も高い水準にある。神奈川はこれを乗り越えるため、これまで、未病コンセプトの発信や未病指標の構築など、自分ごと化や行動変容につながる新たな領域に果敢にチャレンジしてきた。

こうした姿勢をコロナ禍でも引き継ぎ、新たなテクノロジーもいち早く取り入れ、関係機関とともに実践する先進的な「神奈川モデル」の実現につながった。

2020年には世界保健機関が「健康な高齢化の10年（2021～2030年）」を提唱するなど、国際社会で高齢化が本格的に課題と認識される中で、神奈川が取り組むべきは、未病改善に関する実践的な取組のロールモデルを確立し、発信しつづけることである。

今回の議論では、地域の健康課題を再確認するとともに、女性や働く世代及び高齢者などの多様な主体に着目し、データやテクノロジーを活用した、未病改善の方策について様々な示唆が得られた。さらに、ウェルビーイングなどの未来社会に向けた価値の共創についても議論を行った。

また、コロナ禍においては多くの方が自分の健康に気を配るようになった。こうした意識の変化は未病改善の行動を日常的に実践する重要な契機となり、市町村とも連携しながら、当事者目線に立った取組を進める必要性も確認された。

圧倒的な勢いで進む超高齢社会においては、病気を治すことに加えて、一人ひとりが自分の未病の状態を自分ごととして捉え、その人にあった未病改善行動を行い、個人のウェルビーイングを通じて、持続可能な社会の実現を目指す必要がある。

そのために、未病の見える化をはじめとした、個人を支えるテクノロジーの社会実装や科学的エビデンスの確立、課題解決・未来志向型の人材育成を、産学公民で連携・協働しながら取り組んできた。我々はこれからもこうした取組をより発展させ、分野や主体の枠を越えて一体的に展開していく。

そして、一人ひとりが安心して自分の幸福や生きがい、未来を想い、自分らしく輝ける「Vibrant INOCHI」の実現に向けて、ともに未来社会を創っていく。

2 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症について、政策局における対応状況を報告する。

(1) 「マスク飲食実施店」認証制度の実施

3密の場面になりやすい「飲食の場」における飛沫による感染リスクを軽減する取組の一つとして、飲食する場合でも会話をするときにはマスクを着用する「マスク飲食」の取組を推進している。

この「マスク飲食」の実効性を高めるため、「マスク飲食」に積極的に取り組む飲食店等を県が認証し、社会的に評価する「マスク飲食実施店」認証制度の取組を行っている。

なお、本制度は国が各都道府県に導入を求めている、飲食店に対する第三者認証制度として実施するものである。

ア 概要

基本的な感染防止対策（パーティション等の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底など）に加え、「マスク飲食実施店」であることの対外的な発信、マスク等なしで会話をする方への着用の呼びかけなど、積極的に「マスク飲食」を実施している飲食店等からの申請に基づき、県が取組内容を確認し、審査した上で「マスク飲食実施店」として認証する。また、制度の実効性を担保するため、認証後に改めて店舗訪問を行い、感染防止対策の実施状況を確認する。

イ 「マスク飲食実施店」認証状況（令和4年11月30日現在）

- ・ 申請数 35,436件（重複申請等を除く）
- ・ 認証数 35,361件

(2) 普及啓発等の取組

県民や事業者に向けて、飲食店や各施設が取り組んでいる感染防止対策を掲示することにより利用者や地域の安心につなげることを目的とした「感染防止対策取組書」の普及に努めている。また、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている県民等向けの各種支援メニューを掲載したチラシを随時更新していく。

3 「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金」 への寄附募集の終了について

(1) これまでの取組

本基金は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療・福祉従事者を応援するための事業に必要な資金を積み立てるため、令和2年7月に制定した「かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金条例」に基づき設置したものであり、これまで、この基金を活用し、様々な事業を実施してきた。

(2) 新型コロナウイルス感染症を取り巻く状況の変化への対応

新型コロナウイルス感染症対策については、段階的に通常の医療対応に移行する動きが進んでいる。一方、新型コロナウイルス感染症の影響は、医療・福祉従事者等に止まらず、物価高騰も相まって生活困窮者等へも広がっている。こうした状況の中、県民の皆様からの寄附を、より幅広い支援に活用していくため、今後は、「かながわキントロウ寄附」を通じて新型コロナウイルス感染症による様々な影響を受けた方々への支援を進めていくこととし、用途が限定される本基金への寄附募集を終了することとする。

(3) 基金の現状（令和4年12月5日現在）

区 分	金 額
県民・企業の皆様からの寄附	1,014,260,678円
職員・議員等の手当等削減による財源 (令和2年度に実施)	687,727,000円
合 計	1,701,987,678円

(4) 基金活用額（令和4年度事業は予算額）

年度	事業	基金活用額
令和2年度	みんなの感謝お届け事業ほか3件	977,070,321円
令和3年度	潜在看護職員復職支援事業	6,380,000円
令和4年度	子ども関連施設感謝・応援事業ほか 2件	357,969,000円
合 計		1,341,419,321円

(5) 今後活用が可能な基金の残高見込み（令和4年12月5日現在）

今後活用が可能な基金残高の残高見込み 約3億6,000万円

(6) 今後のスケジュール

令和4年12月下旬 寄附募集終了のお知らせ（県ホームページ等）

令和5年1月末 寄附募集終了

※ 基金財源を確定した後、全額を事業に充当した上で、基金条例を廃止する条例案を提出する予定。

4 神奈川県水道広域化推進プラン（素案）について

(1) 目的と背景

- 水道事業を取り巻く経営環境は、急速な人口減少や施設・管路の老朽化等に伴い、厳しさを増しており、持続的な経営を確保するには、経営基盤の強化を図る必要があり、水道事業の広域化が求められる。
- そこで、県内水道事業の広域化の推進方針や今後の具体的取組内容等を示す神奈川県水道広域化推進プラン（以下、「プラン」と言う）を策定する。

(2) 検討圏域

- 地域ごとの水道事業者の特性を的確に捉え、水道事業の広域化の実効性を高めるため、県東部、県中部、県西部の3つの圏域を設定し、検討を行う。

圏域	水道事業者等
県東部	神奈川県企業庁 [※] 、横浜市、川崎市、横須賀市、三浦市、神奈川県内広域水道企業団（以下、企業団）
県中部	神奈川県企業庁 [※] 、秦野市、座間市、愛川町、相模原市、清川村
県西部	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、神奈川県企業庁（箱根地区水道事業）

※ 箱根地区水道事業を除く。県東部と県中部圏域を兼ねる。

(3) 経営の分析

ア 水道事業者等の現状分析

- 本県の水道事業は、従前から広域化及び水道施設等の共同化に取り組んでいる。
- 地域の特性に応じた水道施設等の整備が進められた結果、全国的に見ても安価な水道料金で、安定的な給水が実現している。
- 水道施設の老朽化が進行している。
- 若年層の職員が少なく、職員の年齢構成に偏りが生じている。

イ 現行の経営形態を継続した場合の将来見通し（推計期間：令和3～47年度）

- 給水人口の減少に伴い有収水量（料金徴収の対象となる水量）は、令和2年度実績に対し、令和47年度には県全体で約8割に減少する。
- 老朽化した水道施設の更新費用は、平成27年度から令和元年度までの5年間の実績平均に対し、令和47年度には県全体で約1.6倍に増加する。
- 現状の運営状況を料金改定により維持した場合、水道料金は令和元年度末時点と比べて、令和47年度には県全体で約1.4倍に増加する。
- 若年層の職員が少なく、年齢構成に偏りが生じているため、職員の確保及び技術継承に課題がある。

ウ 広域化した場合の将来見通し(推計期間:令和3~47年度)

- 国が示すいずれの広域化パターン(施設の共同化・管理の一体化・経営の一体化・事業統合)においても、広域化により費用削減効果が見込まれ、現行の経営形態を継続した場合と比較して水道料金の上昇の抑制が見込まれる。
- 「業務の共同化(施設の共同化・管理の一体化)」による推計期間の費用削減額は、県全体で維持管理費が約303億円、建設改良費が約890億円となる。
- 広域連携を推進することで、事務負担の軽減や組織強化による職員の技術水準向上・技術継承が期待できる。

(4) 今後の広域化の推進方針

- 多様な広域連携を促進し、将来にわたって、県民に安全で良質な水の安定的・効率的供給が継続されるよう、オール神奈川で取組を推進する。

ア 広域連携の調整・推進

- 広域化シミュレーションの結果、全ての広域化パターンにおいて、将来の費用及び水道料金の上昇に対して削減効果が見られたことから、段階的に「業務の共同化」から、具体的な連携方策の検討を始める。
- プランにおける圏域や広域化パターン以外であっても、効果が見込まれる連携方策については、積極的に連携を推進する。
- プラン策定後も、圏域ごとにふさわしい連携方策の検討を継続する。
- 国等の関係機関との調整を図りながら、多様な広域連携を着実に推進していく。

イ 多様な視点からの調整・推進

- 地球温暖化防止への取組や気候変動への対応等、広い視点からも検討を行うこととし、上流から優先的に取水するなど、位置エネルギーを有効活用した取送水システムにすることで環境負荷低減に努める。

(5) 今後の具体的取組内容

ア 圏域ごとの取組

(7) 県東部圏域

【5事業者(神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、企業団)】

- 安全で良質な水の安定的・効率的な供給を継続するため、「施設の共同化」として、5事業者全体で従前から検討している「水道施設の再構築(水道施設のダウンサイジング等)」、「上流取水の優先的利用」、「取水・浄水の一体的運用」に係る取組を進める。

【三浦市】

- 横須賀市に水源を依存していることから、5事業者の取組を通じて、安定した水源の確保を維持する。
- 「業務の共同化」に係る連携方策について、仕様の統一やシステム等の更新時期の調整について検討する。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

(イ) 県央部圏域・県西部圏域

- 「管理の一体化」に係る連携方策として、水道メーターの共同購入や業務に使用するシステムの仕様の統一、更新時期等の調整について検討する。
- 「施設の共同化」の可能性を検討し、その結果を踏まえ現有施設の経年化・耐震化状況を整理し、その対応について費用負担を含めた調整を行う。
- 将来的に「経営の一体化」や「事業統合」の可能性についても検討する。

イ 広域連携の推進役としての県の取組

(ア) 水道事業者等間の調整

- 広域連携の実現に係る事業者間の意見調整・情報共有を図り、課題解決に向けた取組を支援する。
- 関係する事業者が「経営統合（経営の一体化・事業統合）」を希望する場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援する。

(イ) 水道事業者等への個別支援

- 水道事業者等が行う経営基盤強化を図るための取組に対し、事業者の要請に応じて技術面・経営面の助言により支援する。
- 技術職員の不足が見込まれ、事業継続に懸念がある小規模事業者に対して、事業者間の人的連携や交流を推進・支援する。
- 国庫補助金の獲得・確保に努めるとともに、国庫補助事業の採択基準緩和を要望する。

(6) プラン策定に係る今後の予定

- | | |
|---------|---|
| 令和4年12月 | ・ 「プラン（素案）」の県民意見募集を実施（～令和5年1月） |
| 令和5年2月 | ・ 神奈川県水道事業広域連携調整会議開催
・ 神奈川県水道ビジョン検討会開催 |
| 3月 | ・ 第1回県議会定例会に「プラン（案）」を報告
・ 「プラン」策定・公表 |

<別添参考資料>

- ・ 参考資料2 「神奈川県水道広域化推進プラン（素案）」

5 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みについて定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」について、当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

(1) 条例の概要

ア 条例名 地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例

イ 条例の概要 県民税の控除対象となる寄附金を受け入れる指定特定非営利活動法人を条例で定めるために必要な基準や手続等を定めるもの

(2) 条例の見直し結果

	視 点	検 討 内 容
検 討	必要性	この条例は、地方税法第37条の2第1項第4号が条例で定めるとしている県指定NPO法人に必要な基準や手続、運営を行う際の要件を定めたものであり、現在でも必要な条例である。
	有効性	県指定NPO法人への寄附者が寄附金の4%の県民税の税額控除を受けることができるほか、県指定NPO法人となることにより、寄附者が所得税の軽減を受けることができる認定NPO法人の認定基準の1つに適合することから、認定NPO法人への申請を促進する効果を有している。このほか、県指定NPO法人となることで、法人の信用性が高まり、寄附金を募集しやすくなるなどの効果もあり、県内の寄附文化醸成に有効に機能している。
	効率性	この条例は、指定に関する必要な基準及び手続等を明確に規定している。また、前回の条例見直しで、認定NPO法人との提出書類の重複を無くすための見直しを行い、県指定NPO法人の事務負担軽減を図ったところであり、効率的な内容となっている。
	基本方針適合性	「かながわグランドデザイン」に基づき県が進める、NPOの自立的活動に向けた支援策として、特定非営利活動法人の財源確保や県内の寄附文化醸成の一翼を担うものであり、県の基本方針に適合している。
	適法性	地方税法、特定非営利活動促進法及び関係法令に沿った条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。
見直し結果	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	

6 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 空母艦載機移駐前後の厚木基地周辺の騒音状況の推移

ア 騒音調査について

県は、厚木基地周辺の騒音被害の状況を把握するため、基地周辺11地点に自動記録騒音計を設置し騒音測定、調査を行っている。測定データや調査結果に基づき、騒音状況の概況を取りまとめた。

イ 比較対象の期間

厚木基地では、平成30年3月に、空母艦載機部隊の岩国基地への移駐が完了した。

移駐前の平成26年度から平成28年度の騒音データと、移駐完了後の平成30年度から令和3年度、及び令和4年4月から9月までの騒音データとで比較した。

ウ 調査項目

騒音測定回数（70dB・5秒以上継続）及び100dB以上の騒音測定回数について、測定地点のうち、厚木基地に最も近い、滑走路北端から約1km及び滑走路南端から約2kmの測定地点のデータにより、移駐前・後で比較した。

Lden[※]については、全11地点の測定地点について、移駐前・後で比較を行った。

※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、国際的に使用されている航空機騒音の評価指標であり、環境省が定める「航空機騒音に係る環境基準」において用いられている。（単位はdB）

エ 調査結果概要 <詳細は「参考」参照>

調査項目ごとに、空母艦載機部隊の移駐前と移駐後で比較した。

(7) 騒音測定回数

北1kmの測定地点においては、移駐前の平成26年度から平成28年度は、年20,000回から21,000回程度の騒音が測定されていた。一方、移駐後の平成30年度から令和4年度は、年13,000回から15,000回程度で推移している。

(イ) 100dB以上の騒音測定回数

ジェット戦闘機等によるものと推定される100dB以上の騒音測定回数を比較すると、北1kmの測定地点においては、移駐前の平成26年

度から平成28年度は、年2,000回から2,400回程度測定されていた。移駐後の平成30年度から令和4年度は、年30回から100回程度となっている。

(ウ) Lden

各騒音測定地点の Lden の状況をみると、移駐前の平成26年度から28年度と、平成30年度から令和4年9月までとで比較すると、11箇所各地点で10dB から15dB 程度減少した。

オ 騒音状況の概況

令和4年9月までの騒音状況は、平成30年3月の空母艦載機部隊移駐完了後、騒音が減少していることが確認できた。

加えて、ジェット戦闘機等によるものと想定される100dB 以上の騒音測定回数の減少が顕著であることも踏まえると、騒音減少は、空母艦載機の飛来頻度の減少による部分が大きいと考えられる。

騒音の減少は、滑走路至近だけではなく、全11か所の測定地点で確認できている。

以上のことから、これまでのところ、移駐により、空母艦載機の飛来頻度が減少し、広い地域で騒音が減少しているものと考えられる。

一方で、北1km 及び南2km の測定地点においては、令和3年度は令和2年度と比較して100dB以上の騒音測定回数がやや増加傾向にあることや、厚木基地で着陸訓練が行われる可能性もあることを踏まえると、引き続き注視が必要である。

カ 騒音状況の概況の公表

騒音状況の概況については、令和4年10月28日開催の「厚木基地騒音対策協議会※」で報告した。

※ 厚木基地騒音対策協議会は、県及び厚木基地周辺9市(横浜市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、東京都町田市)で構成。

キ 今後の対応

引き続き厚木基地周辺の騒音状況を注視するとともに、基地関係市とも連携し、騒音軽減に向けた取組みを進めていく。

(2) 在日米軍基地におけるPFOS等の安全管理について

ア 横須賀基地におけるPFOS等の流出への対応等

(ア) これまでの主な経緯(報告済)

6月30日、防衛省から横須賀基地内でのPFOS等の検出について

情報提供があり、その後も、継続的に、採水結果等について防衛省から情報提供を受けている。また、情報提供の内容等を踏まえ、神奈川県基地関係県市連絡協議会※（略称：県市協）、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会※（略称：渉外知事会）を通じて国への要請活動を行っている。

※ 神奈川県基地関係県市連絡協議会：県と基地に関係する8市で構成

構成市：横浜市、相模原市、藤沢市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市

※ 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会：米軍基地を抱える15都道府県で構成

構成都市：神奈川県、青森県、長崎県、沖縄県、北海道、茨城県、埼玉県、

千葉県、東京都、山梨県、静岡県、京都府、広島県、山口県、福岡県

（情報提供の概要）

- 6月30日 横須賀基地内の排水処理施設の排水から PFOS 等を検出（1回目採水結果）。検出原因は不明であり、調査中
- 9月12日 2回目採水結果情報提供。米軍は対策として粒状活性炭フィルターを使用予定。また、国の調査の結果、周辺海域の海水からは暫定目標値以上の PFOS 等は検出されず。
- 9月30日 3回目採水結果情報提供。米軍は11月1日までに粒状活性炭フィルターを設置予定。

※ 採水結果の詳細は「(イ)排水処理施設の排水の分析結果」参照

（要請活動の概要）

- 7月20日 県市協として、県内米軍基地における PFOS 等を含む製品の保管・使用状況の公表、代替品への交換の早期完了等を、外務省及び防衛省に要請。
- 8月23日 他県での PFOS 等の流出事故等を踏まえ、渉外知事会として、在日米軍基地における PFOS 等を含む製品の安全管理に関する日米間の協議状況の情報提供等を、外務省及び防衛省に要請。
- 10月3日 県内米軍基地からの相次ぐ PFOS 等の流出を受け、県市協として、各流出に対する対策の実施、環境補足協定に基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。

(イ) 排水処理施設の排水の分析結果

a 情報提供概要

10月27日、防衛省から次のとおり情報提供があった。

- ・米軍が8月29日、30日及び9月29日に採水した横須賀基地排水処理施設の排水の分析結果が出た。
- ・米軍が粒状活性炭フィルターを設置し、排水処理施設からフィルターを通して排水する計画。本格稼働開始は11月1日を予定。
- ・米側では、10月28日に採水調査を実施する予定であり、11月以降、2週間に1度、採水調査を実施予定。
- ・米軍が横須賀基地内22か所で採水調査を実施、排水流出の原因究明を進めている。
- ・また、9月30日に南関東防衛局が周辺海域で実施した分析結果は、最大で3.0 ng/L。

(採水の分析結果)

(ng/L)

サンプリング結果		PFOS	PFOA	合計	採水日	県への情報提供日	
生活排水ライン	1回目	入口	19	不検出	19	5/9	6/30、7/1 報告済
		出口	100	12	112		
	2回目	入口	15	不検出	19	7/6	9/12 報告済
		出口	97	15	112		
	3回目	入口	不検出	11,100	11,100	8/29	9/30, 10/27 一部報告済
		出口	442	8,150	8,592		
	4回目	入口	29	5.7	34.7	8/30	10/27
		出口	130	34	164		
	5回目	入口	不検出	6,280	6,280	9/29	10/27
		出口	不検出	11,700	11,700		
産業排水ライン	1回目	入口	不検出	不検出	不検出	5/9	6/30、7/1 報告済
		出口	30	27	57		
	2回目	入口	17	不検出	17	7/6	9/12 報告済
		出口	48	45	93		
	3回目	入口	26.9	112	138.9	8/29	9/30, 10/27 一部報告済
		出口	1,370	4,080	5,450		
	4回目	入口	37	6.4	43.4	8/30	10/27
		出口	180	73	253		
	5回目	入口	不検出	8,420	8,420	9/29	10/27
		出口	不検出	12,900	12,900		

※太線内が新規報告事項

b 県の対応

防衛省に次のとおり、口頭で要請した。

- ・粒状活性炭フィルター設置等の対策の着実な実施と効果の検証
- ・早期の原因究明と汚染物質除去などの抜本的な対策の実施
- ・周辺環境への影響を継続的に監視すること
- ・国として積極的な情報発信に努め、風評被害の防止に取り組むこと
- ・当該事案に対する引き続きの情報提供

c その後の状況

11月1日、防衛省から、同日、粒状活性炭フィルターの稼働を開始したとの情報提供があった。

イ 厚木基地におけるPFOS等の流出への対応等

(ア) これまでの主な経緯（報告済）

9月25日、防衛省から厚木基地内でのPFOS等を含む泡消火薬剤の放出について情報提供があり、その後も、継続的に、米軍の対応状況等について防衛省から情報提供を受けている。また、県市協を通じた国への要請活動、環境補足協定に基づく厚木基地への立入調査を行った。

（情報提供の概要）

9月25日 9月24日夜、米側から国に、厚木基地内の格納庫から泡消火薬剤が放出された旨の通報あり。24日、流出防止のための調整池の閉鎖措置、泡消火薬剤の回収・清掃等を実施。

9月28日 泡消火薬剤が混合した水の一部が基地内を流れる蓼川へ流出していたことが判明。流出した泡消火薬剤にはPFOS等を含んでいる。

（立入調査及び要請活動の概要）

10月3日 県内米軍基地からの相次ぐPFOS等の流出を受け、県市協として、各流出に対する対策の実施、環境補足協定に

基づく立入実現、各基地における使用・保管状況の早急な精査、公表等を、外務省及び防衛省に要請。（再掲）
10月6日 環境補足協定に基づき、国（防衛省、外務省、環境省）、大和市及び綾瀬市とともに厚木基地へ立ち入り、採水を実施。

(イ) 基地内調整池の水の蓼川への放流及び運用再開

a 経緯

10月7日、防衛省から、調整池の水を、粒状活性炭フィルターを通したうえで蓼川に放流すること等の情報提供があった。

10月13日、防衛省から、調整池の水がなくなるまで、放流を継続すること等の情報提供があった。

10月21日、防衛省から、調整池からの放流を完了し、調整池を洗浄等したうえで、調整池の利用を再開したこと等の情報提供があった。

(10月7日の情報提供の概要)

- ・10月2日から、厚木基地内調整池の水の粒状活性炭フィルターによる循環を開始した。
- ・循環中の粒状活性炭フィルターの入口と出口において2回サンプリングを実施し、分析したところ、次のとおりであった。
入口 1079ng/L、1084ng/L 出口 4.6ng/L、4.8ng/L

※ 数値はいずれもPFOS及びPFOAの合算値

- ・これらの結果を受け、今週末の降雨によるオーバーフローを懸念し、調整池から粒状活性炭フィルターを通した水は、調整池には戻さず、蓼川に放流する。

(10月13日の情報提供の概要)

- ・10月7日以降、継続的に放流を実施。
- ・調整池の水がなくなるまで、放流を続ける予定である。
- ・放流完了後、調整池に堆積した泥をコンテナに収容し、処分する計画である。

(10月21日の情報提供の概要)

- ・ 10月7日から実施していた調整池から粒状活性炭フィルターを通しての放流が15日に完了し、16日に調整池内に堆積していた泥の回収、洗浄を実施。
- ・ 回収した泥等は国内の許認可を受けた施設で焼却予定。
- ・ 洪水調整機能の維持の観点から、10月20日、調整池から蓼川までのゲートを開放し、通常の運用体制となった。
- ・ 厚木基地では、12月に泡消火薬剤の交換を完了する計画。

b 県の対応

10月7日に調整池の水の放流の情報を受けた際には、放流にあたっての安全確保、周辺環境への影響防止対策等を防衛省に対して口頭で要請し、また、10月13日に調整池の水の放流継続の情報提供を受けた際には、防衛省に対して、地元自治体に対する十分な事前調整、河川への影響の確認等を防衛省に対して口頭で要請した。

10月21日に調整池の運用再開の情報を受けた際には、防衛省に対して、次のとおり口頭で要請した。

- ・ 泡消火薬剤の早急な交換等、万全な管理等による再発防止
- ・ 採水の継続的な実施等による周辺環境への影響の確認
- ・ 自治体による厚木基地での現地確認の実現。引き続きの情報提供
- ・ 泥等の処分にあたっての安全確保、国内法令等遵守
- ・ 環境に影響を及ぼす事故への対応にあたり地元住民への丁寧な説明、地元自治体との十分な調整

参考：厚木基地周辺での採水結果

- ・ 9月27日、県が基地周辺の河川で採水し、分析した結果、蓼川の厚木基地下流でPFOSとPFOAの合計値190ng/Lを検出。（10月18日公表）
- ・ 9月28日、防衛省が蓼川（基地の外）で採水し、分析した結果、厚木基地下流でPFOSとPFOAの合計値180ng/Lを検出。（10月21日公表）

(3) 根岸住宅地区の返還に向けた原状回復作業の延期について

ア 情報提供概要

根岸住宅地区の返還に向けて国が進めている原状回復作業について、11月11日、国から次のとおり情報提供があった。

- ・根岸住宅地区の原状回復作業は、当初計画では本年12月の完了を目指してきたが、さらに一定の期間を要する見込みであり、返還・引渡しもその後になる予定。
- ・今後の見通しは、現在整理中であり、改めて説明する。

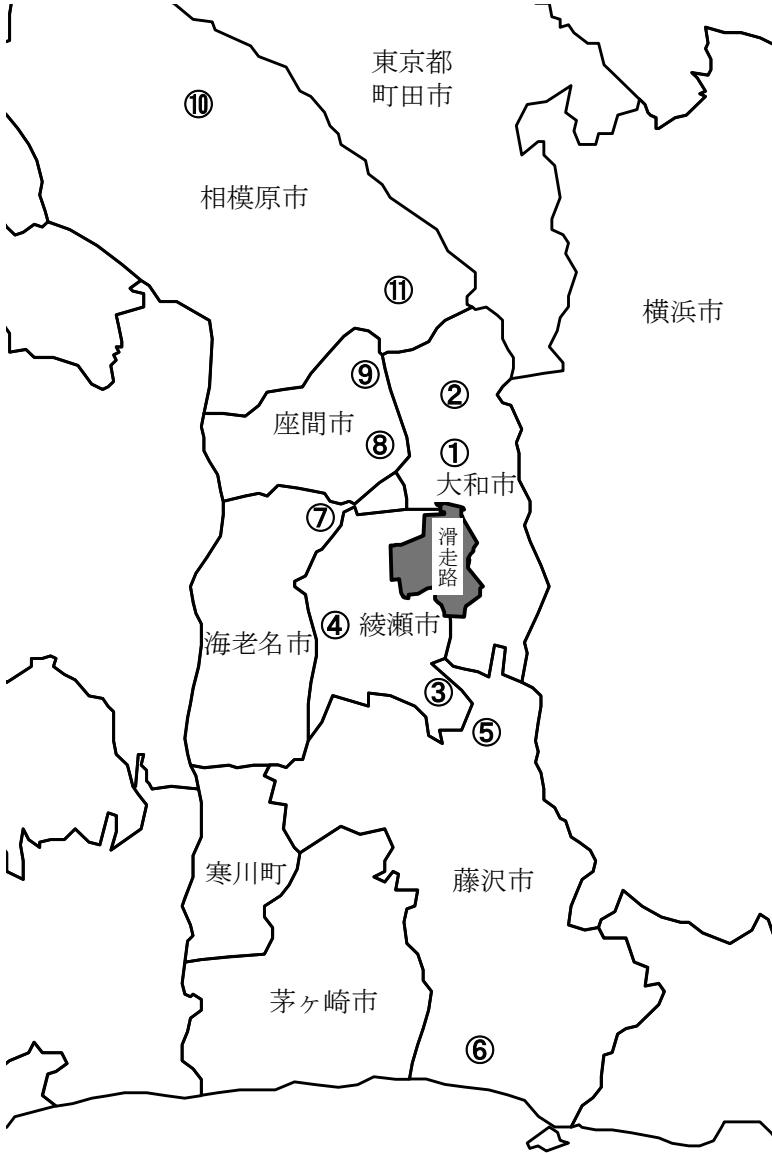
イ 県の対応

防衛省に対して、今後の見通しの速やかな情報提供等を求めた。

(これまでの主な経緯)

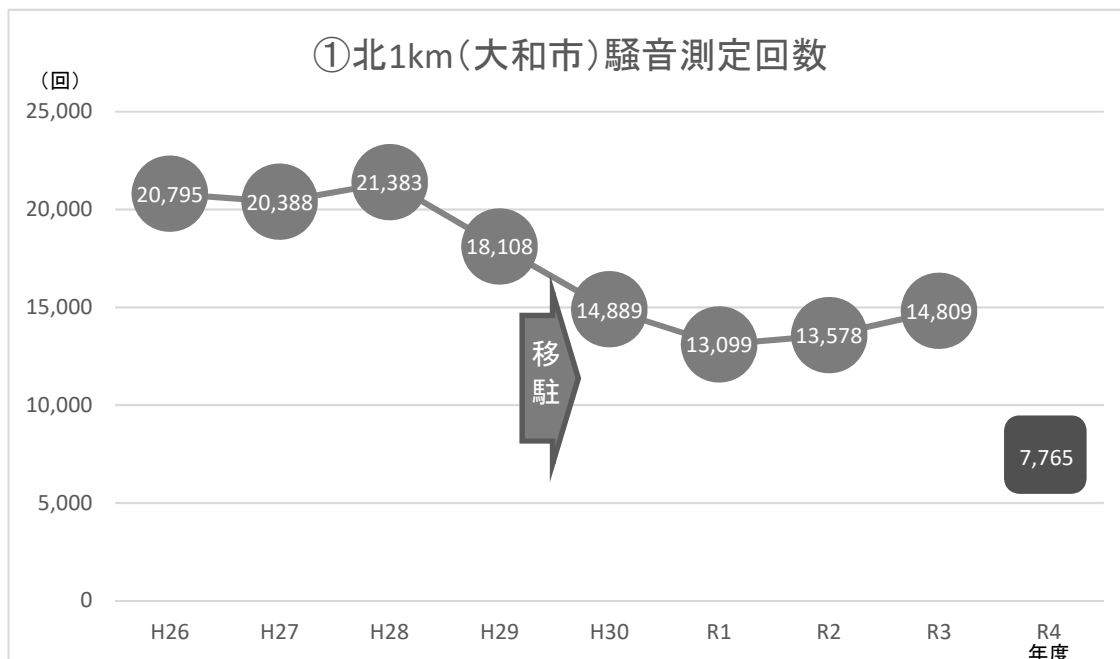
- ・平成16年10月の日米合同委員会で根岸住宅地区の全部返還が合意。
- ・令和元年11月15日の日米合同委員会で、返還に向けた原状回復作業を日本政府が行うための共同使用が合意。

[騒音計設置場所]

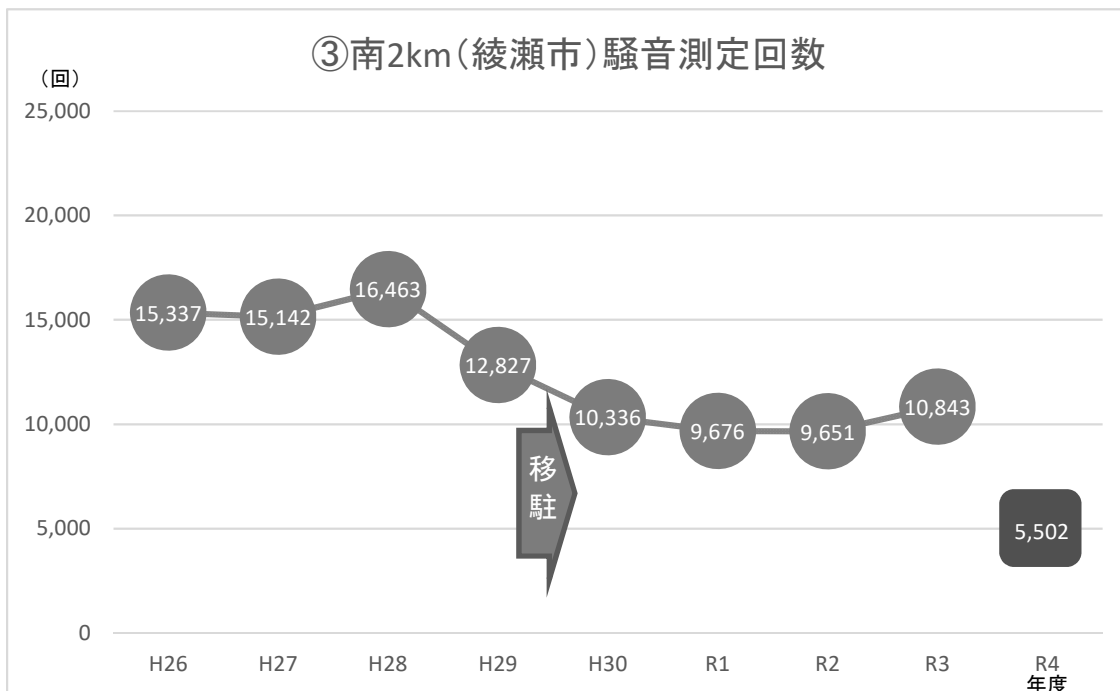


空母艦載機移駐前後の騒音測定回数（※）の推移
 （北 1 km、南 2 km）

※：騒音測定回数
 70dB以上・5秒以上継続等の騒音の回数。



※令和4年度は9月末時点

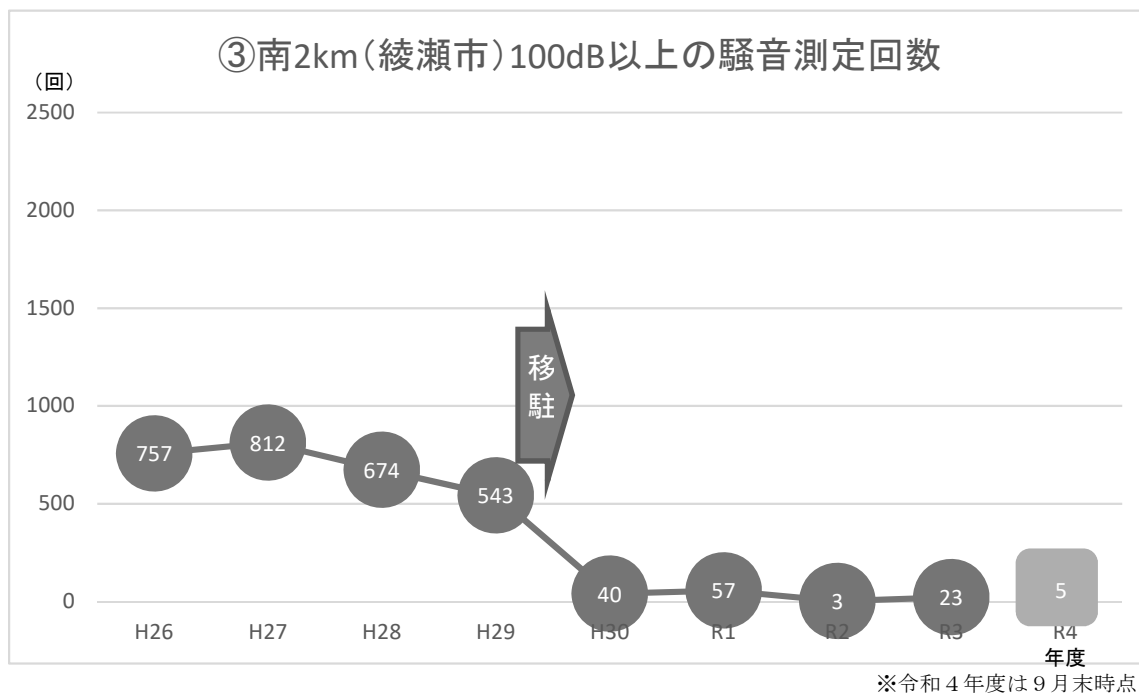
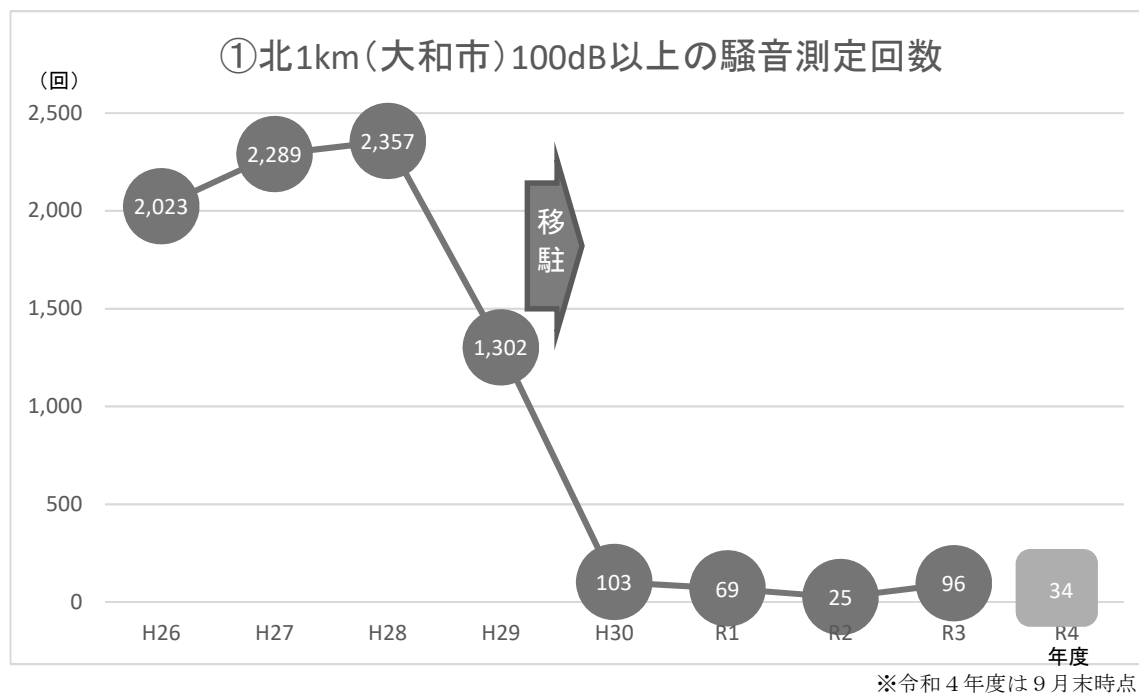


※令和4年度は9月末時点

空母艦載機移駐前後の100dB以上の騒音測定回数の推移

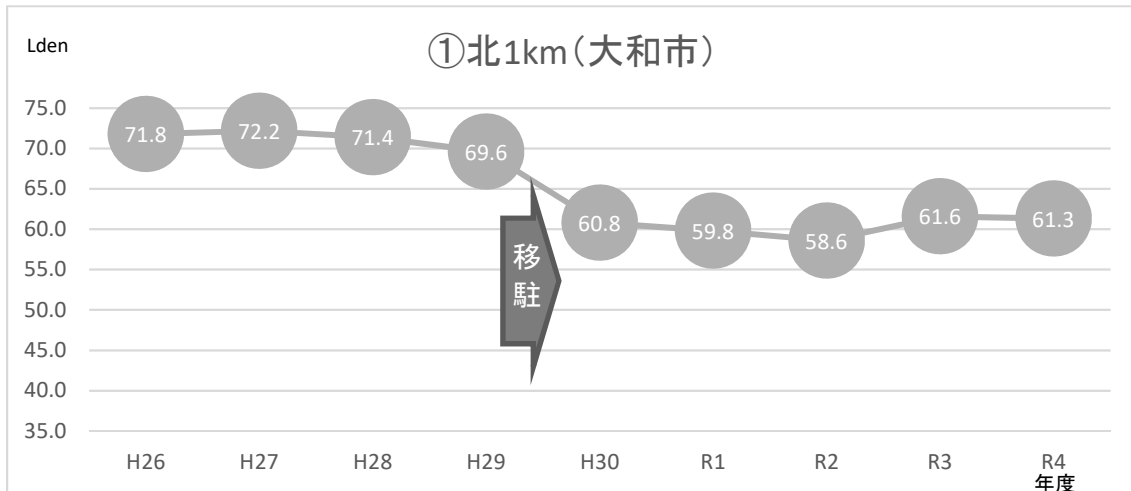
(北1km、南2km)

ジェット戦闘機等は他機種と比べて騒音が大きいことから、100dB以上の騒音はジェット戦闘機等によるものと想定される。

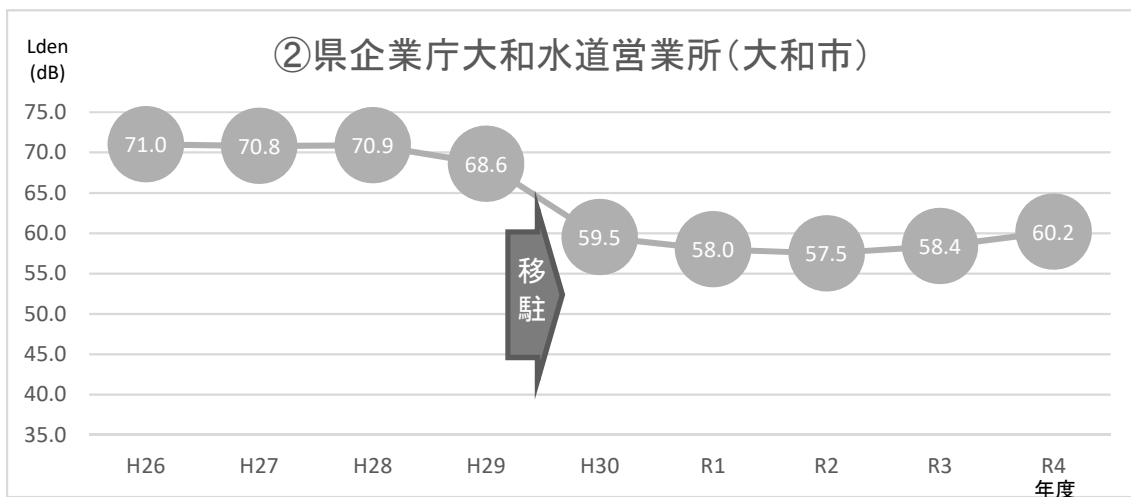


空母艦載機移駐前後のLdenの推移

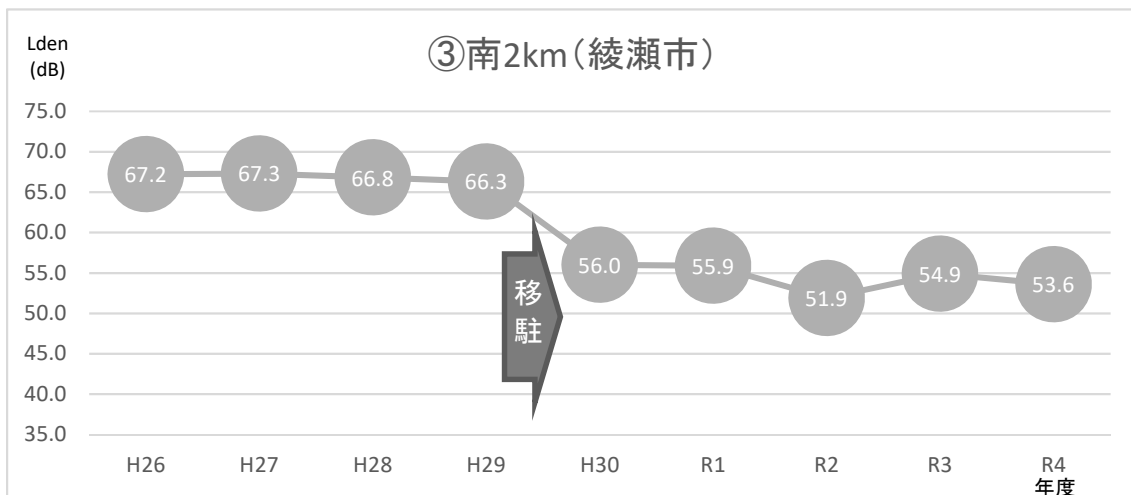
(県内11か所)



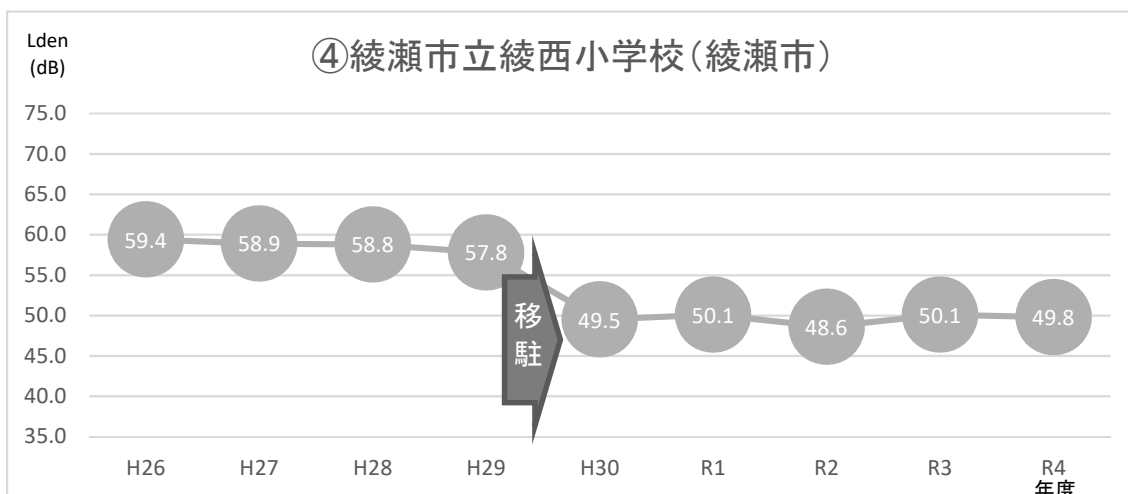
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



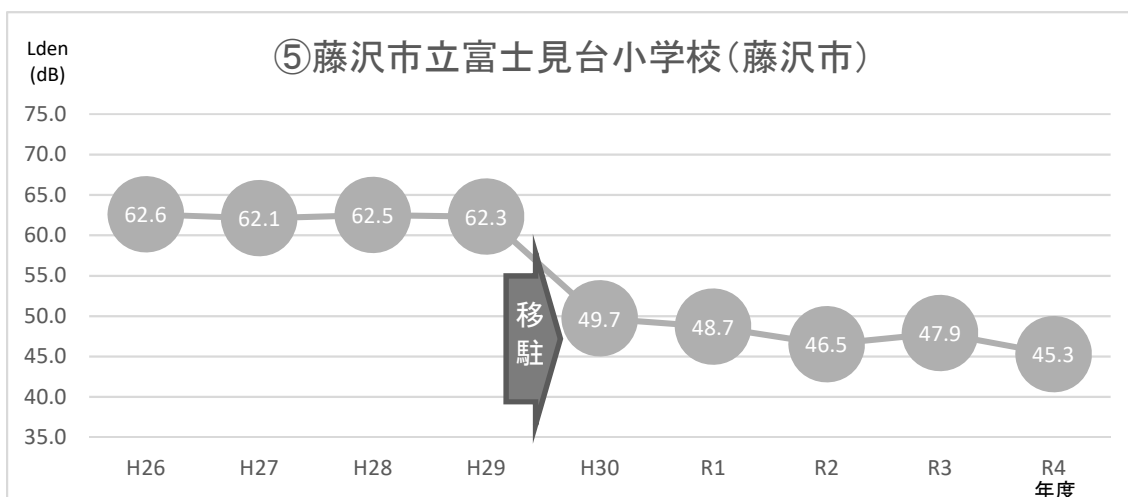
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



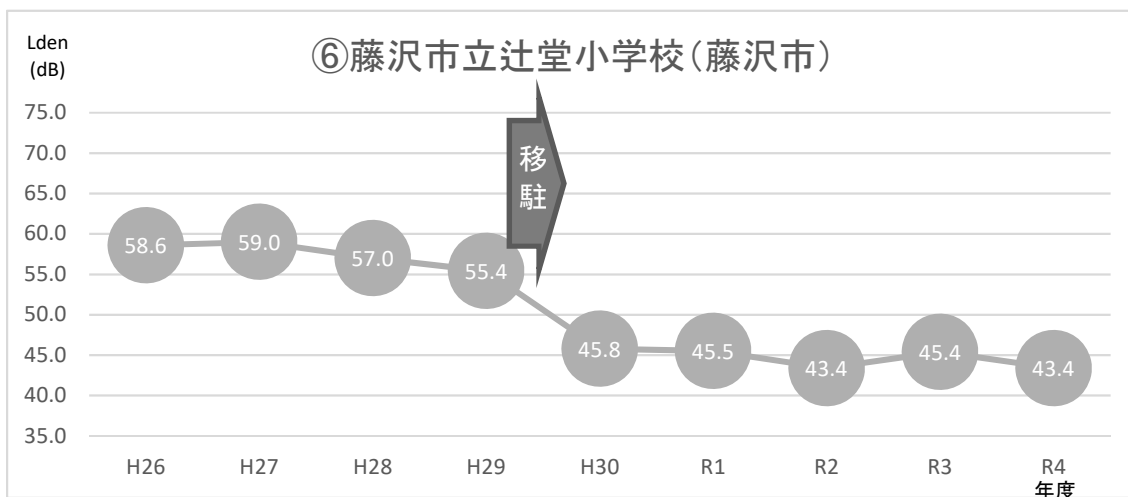
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



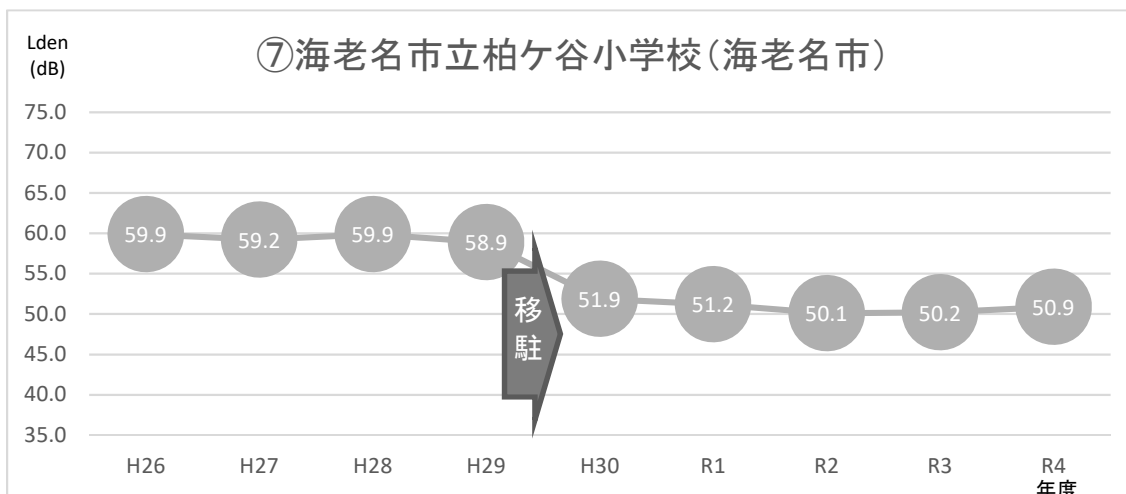
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



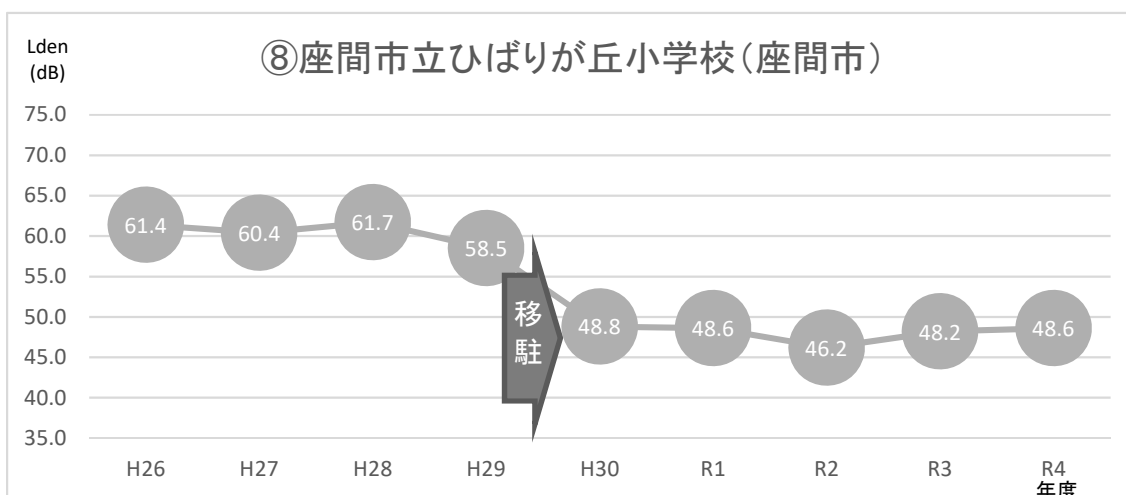
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



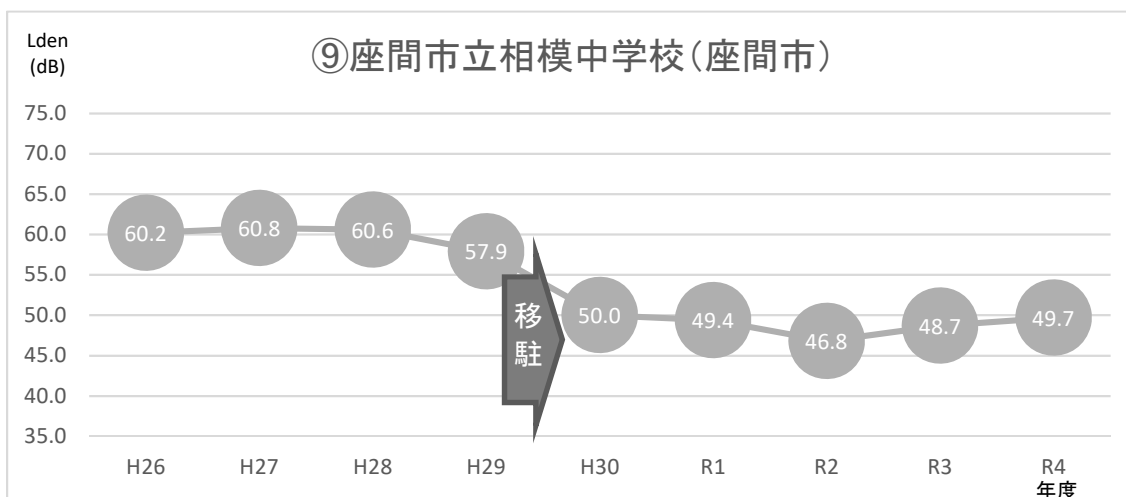
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



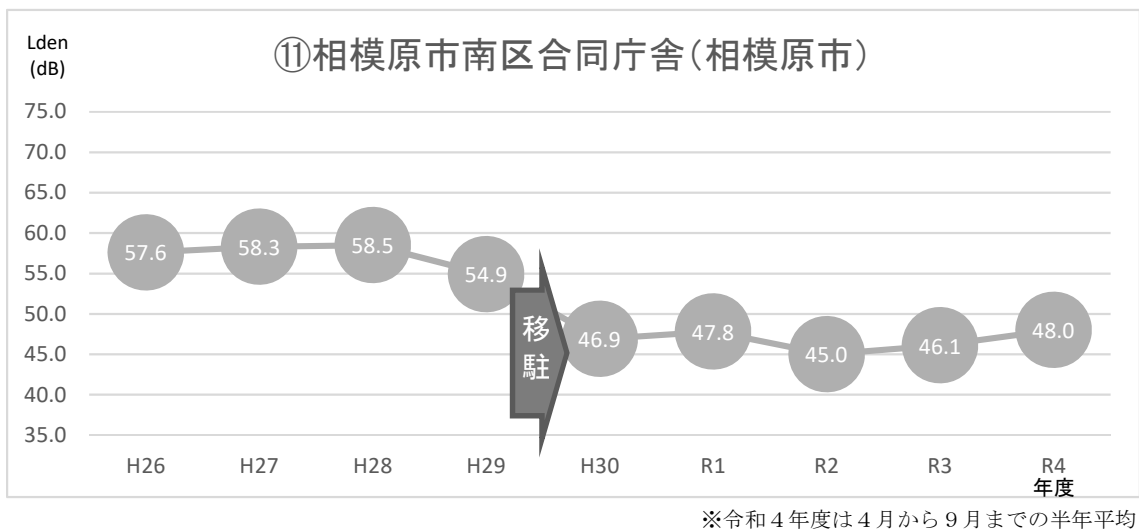
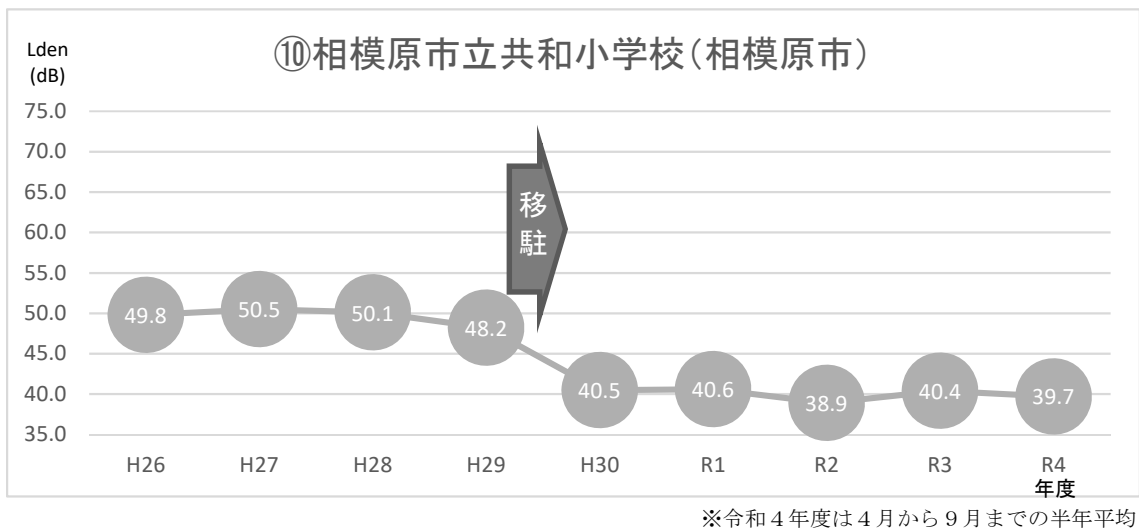
※令和4年度は4月から9月までの半年平均



※令和4年度は4月から9月までの半年平均



※令和4年度は4月から9月までの半年平均



空母艦載機移駐前後の騒音測定回数の推移
(北1km、南2km)

①北1km(大和市)騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	2,757	2,770	1,313	1,213	1,817	1,158	1,215	770	1,983	1,994	2,196	1,609	20,795
H27	2,697	2,407	1,382	1,025	1,044	1,057	1,608	1,153	1,753	1,754	2,366	2,142	20,388
H28	2,442	2,726	1,551	1,130	2,153	1,415	1,194	1,251	2,057	1,596	1,781	2,087	21,383
H29	2,429	2,734	1,423	1,104	1,566	1,867	842	1,001	1,119	1,286	1,430	1,307	18,108
H30	1,461	1,725	1,188	1,096	1,159	945	1,359	1,217	985	1,079	1,254	1,421	14,889
R1	1,601	1,434	1,081	810	892	1,071	969	1,127	1,025	882	1,039	1,168	13,099
R2	1,153	1,342	1,197	1,051	1,071	1,050	1,033	1,135	914	1,047	1,201	1,384	13,578
R3	1,493	1,267	1,559	1,026	915	1,152	1,284	1,444	1,262	945	987	1,475	14,809
R4	1,509	1,365	1,675	1,113	1,032	1,071	—	—	—	—	—	—	7,765

③南2km(綾瀬市)騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	1,737	1,894	906	748	1,243	744	819	724	1,513	2,019	1,771	1,219	15,337
H27	1,985	1,310	897	746	829	765	1,267	1,025	1,604	1,347	1,793	1,574	15,142
H28	1,689	1,825	1,152	859	1,536	1,088	937	1,261	1,663	1,333	1,453	1,667	16,463
H29	1,461	1,750	1,011	739	1,052	1,656	674	839	789	876	1,095	885	12,827
H30	969	1,161	728	677	621	670	1,044	946	733	785	1,035	967	10,336
R1	1,133	1,050	715	575	524	766	673	984	897	793	723	843	9,676
R2	840	1,006	840	625	664	773	731	907	713	829	815	908	9,651
R3	949	844	1,207	701	536	912	1,075	1,100	919	771	777	1,052	10,843
R4	975	938	1,200	857	632	900	—	—	—	—	—	—	5,502

空母艦載機移駐前後の100dB以上の騒音測定回数の推移
(北1km、南2km)

①北1km(大和市)100dB以上の騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	340	282	11	18	172	42	3	19	301	412	334	89	2,023
H27	487	239	3	5	4	6	170	56	400	272	442	205	2,289
H28	259	455	70	8	353	47	5	124	349	278	255	154	2,357
H29	246	249	1	0	279	188	0	17	99	113	98	12	1,302
H30	23	39	1	0	0	0	2	7	11	11	8	1	103
R1	15	1	1	1	11	4	0	8	5	15	7	1	69
R2	0	1	5	2	0	2	1	0	5	0	7	2	25
R3	19	17	3	0	0	2	32	8	0	0	2	13	96
R4	21	5	0	2	1	5	—	—	—	—	—	—	34

③南2km(綾瀬市)100dB以上の騒音測定回数

(回)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度合計
H26	162	156	3	5	63	15	0	9	85	125	108	26	757
H27	169	126	2	1	0	15	48	13	110	86	167	75	812
H28	81	140	26	1	82	8	1	37	112	69	75	42	674
H29	112	96	0	0	36	168	0	5	41	40	40	5	543
H30	14	17	1	0	1	0	0	0	1	4	2	0	40
R1	17	4	0	0	5	1	0	3	5	15	7	0	57
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
R3	4	5	0	0	0	1	8	2	0	0	0	3	23
R4	2	2	0	0	0	1	—	—	—	—	—	—	5